

# COVID-19対応期間限定 登校停止に関する対応まとめ

2020.3

	症 状	帰 国	濃厚接触
登校停止の対象(要件)	発熱(*)や風邪症状がある (*発熱:37.0℃以上とする)	海外から帰国・入国した	濃厚接触者として保健所等が自宅待機を指示
登校停止期間	発熱や風邪症状1日目から、すべての症状が消失して丸2日経過(消失日を1日目とカウント)するまで	帰国・入国後14日間経過(帰国日を1日目とカウント)するまで (※症状が何も出なかった場合)	濃厚接触者として保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまで (※症状が何も出なかった場合)
登校停止期間中の健康観察	自宅等で滞在し、健康観察		
	「健康管理表」を教務機構HPからダウンロードして記録をつける		
登校停止の解除に必要な届出用紙	教務機構HPからダウンロードして自身で記入		
	「感冒様症状に関する届」 ※医療機関受診は必須ではない	「帰国後健康観察期間終了届」 ※帰国・入国日がわかるものを添付 (パスポートや航空券のコピー)	「指定感染症に関する健康観察期間終了届」
症状悪化時などの対応	発熱や風邪症状が4日以上続く場合、帰国者・接触者相談センターに電話で相談	発熱や風邪症状が出現した場合、帰国者・接触者相談センターに電話で相談	発熱や風邪症状が出現した場合、帰国者・接触者相談センターに電話で相談
	結果を所属学部・研究科事務室(CIEC)に電話で連絡  ※期間が14日以上になる場合、所属学部・研究科事務室(CIEC)および保健館(保健館分室)に電話で連絡	結果を所属学部・研究科事務室(CIEC)に電話で連絡  ※登校停止期間の要件に【症状】を追加	結果を所属学部・研究科事務室(CIEC)に電話で連絡  ※登校停止期間の要件に【症状】を追加
新型コロナウイルス感染症と診断された場合	新型コロナウイルス感染症は指定感染症であるため、第1種学校感染症の扱いになり、治癒するまで登校停止		

※COVID-19の指定感染症としての扱い、軽症状者の扱い、検査陽性無症状者の扱いが変更になる等の場合には、内容は変更になります。